

斐伊川流域の水辺を考える懇談会規約

(総則)

第1条 本規約は、「斐伊川流域の水辺を考える懇談会」(以下、「懇談会」という。)の設置に関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本懇談会は、将来にわたる斐川流域発展の一助とすべく斐伊川流域の水辺の地域づくりや水辺景観のあり方について提言することを目的とする。

(組織)

第3条 懇談会の委員は別表1に掲げるものを持って構成する。

(討議事項)

第4条 以下の事項について議論する。

- (イ) 斐伊川流域における水辺の地域づくり、水辺景観のあり方
- (ロ) その他必要と認められる事項

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は必要に応じ開催するものとする。

(情報公開)

第6条 懇談会は報道関係者には原則公開とする。なお、懇談会の内容については積極的に情報提供を行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項については、懇談会で定める。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、国土交通省出雲河川事務所に置く。

(付則)

この規約は平成17年3月3日から施行する。